

一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト企画運営等業務委託

基本仕様書

※業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

1 目的

福岡市では、花のまち「フラワーシティ福岡」を目指し、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など福岡市のありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める「一人一花運動」を推進している。

本業務は、花・緑で「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す「一人一花『まち・ひと・しごと』づくりプロジェクト」をさらに推進するため、民間の力を呼び込み、花・緑人材の育成・発掘、活躍する機会の創出、花・緑への興味・関心を生む機会・きっかけを創出するとともに、多様な分野と共創することで、まちの魅力や価値を高め、花による共創のまちづくりを定着させることを目的とする。

2 件名

一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト企画運営等業務委託

3 履行場所

福岡市内

4 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 事業の企画・調整

「1.目的」を達成するために必要な企画・調整等を行うこと

(2) 事業の実施

- ① 地元サッカークラブを通じた一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクトの企画・運営
アビスパ福岡本拠地「ベスト電器スタジアム」周辺において、ホームゲームなどの機会にあわせてサポーターや市民と共働した花・緑による「まち」づくりを行うこと。また、花によるしごとを生み出し、花・緑人材の育成や活躍の場につながる仕組み等を取り入れること。
- ② 多様な分野と連携した一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクトの企画・運営
市内で行われる様々な分野のイベントでのコラボレーション等により、一人一花運動を支える花・緑人材の活躍の場を創出すること。

6 成果品

(1) 業務報告書

業務終了後、実施報告書を書面及び電子データにより提出すること。

報告書には、実施内容のほか、事業の今後の展望に関する所見(課題等)を記載すること。

(2) 記録写真、動画

プロジェクトの様子などについて、写真・動画を撮影し、報告書とあわせて提出すること。

7 特記事項

- (1) 履行にあたっては、発注者との適切な情報共有を行い、発注者の求めに応じて適宜協議を実施すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。
- (3) 天候等により、指定した日程や場所で作業が行えない場合は、協議により日程や作業場所を変更する。
- (4) 電子データを提出する際は、ウイルスチェックを行うこと。

8 受注者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受注者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が

適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市都市緑化啓発事業推進委員会(以下「委員会」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、委員会の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、委員会が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、委員会の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、委員会の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、委員会の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、委員会の指示に従い、委員会に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

委員会は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに委員会に報告し、委員会の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

委員会は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

委員会は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、委員会はその責めを負わないものとする。